

大学院の課程による者（課程博士）の学位授与の申請について

1 論文等のインターネット利用による公表について

学位規則の改正により、平成25年4月1日以降に学位を授与された方は、その全文及び論文要旨をインターネットにより公表することが必要になりました。

詳細については、別紙を参照願います。

2 学位授与申請のための提出書類について

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 東北大学大学院文学研究科博士論文受理票（所定様式） | 1部 |
| (2) 学位論文審査願（「博士論文の提出について」）（所定様式） | 1部 |
| (3) 博士論文 | (※) 数部 |

※予定される審査委員数の部数＋文学研究科提出用1部を用意してください

（規格及び表紙は下記参照）

- | | |
|--|----|
| (4) 論文要旨 | 1部 |
| ※A4判で作成してください（日本語の場合約2,000字、外国語の場合は約800語） | |
| (5) 論文要約 | 1部 |
| ※A4判で作成してください（論文目次を含め、日本語の場合約10,000字、外国語の場合は約4,000語） | |
| (6) 論文目録（所定様式） | 1部 |
| (7) 履歴書（所定様式） | 1部 |
| (8) 研究指導認定書（所定様式） | 1部 |
| (9) 論文要旨、論文要約及び博士論文全文の電子データ | |

※ファイル形式

- | | | |
|---------|---|------|
| ・論文要旨 | } | Word |
| ・論文要約 | | PDF |
| ・博士論文全文 | | |

論文電子データ提出フォーム：<https://forms.gle/JryhKG7bWtemg9ek6>

- | | |
|-----------------------------|----|
| (10) 博士論文の全文複写に関する許諾書（所定様式） | 1部 |
|-----------------------------|----|

◎以下は、「やむを得ない理由」により、全文の公表を希望しない場合に提出してください

- | | |
|--------------------------|----|
| (11) 博士学位論文要約登録依頼書（所定様式） | 1部 |
|--------------------------|----|

※提出書類の氏名は、そのまま学位記に記載される氏名となるので、旧字体等に注意のうえ正確に記入してください。

3 博士論文について

- (1) 原則として申請者の原著論文です。共著の論文を博士論文とする場合は、共著者の「同意書（所定様式）」を添付してください。
- (2) ワードプロソフトで印字又はペン書きで浄書してください。
- (3) ページ数については、特に指定しません。
- (4) 印刷用紙は、白無地を使用してください。

(5) 規格及び表紙は下記のとおりとしてください。

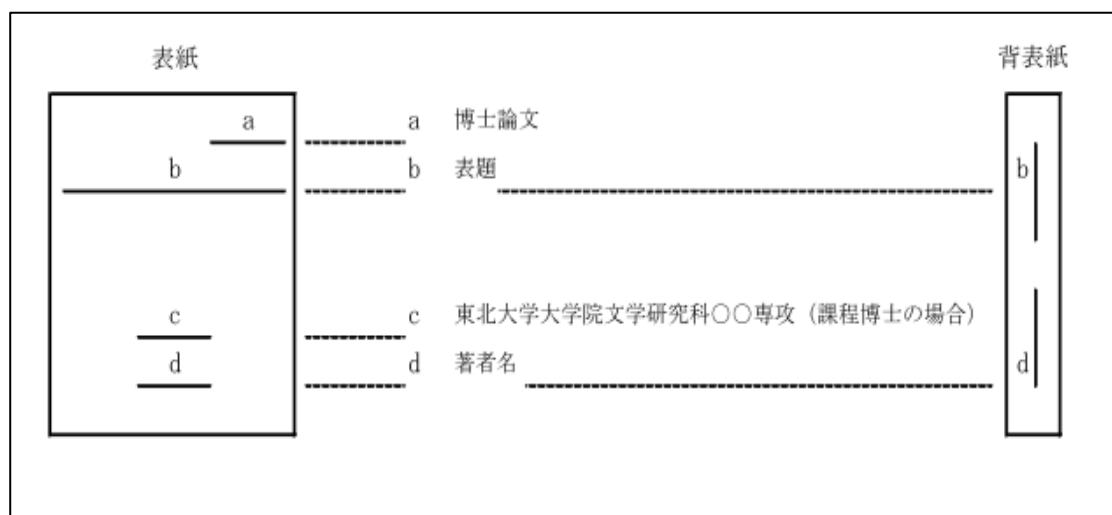
①A 4判縦書き又は横書き

②論文には必ず表紙をつけてください。表紙の表題は論文の内容を具体的かつ簡潔に示し、論文が外国語の場合は外国語で記載してください。

なお、外国語の場合は、表題の下に（ ）で日本語訳を付記してください。

③分割して各種の学術雑誌等に発表した論文を、単一の博士論文としてまとめる場合は、総合表紙をつけてください。

④様式(長期の保管に耐えるような製本で作成してください)。



4 申請から博士論文公表までのながれ

(1) 申請書類の提出 → 書類の受理

(2) 論文審査

①審査会の結成

②論文審査、最終試験

③審査報告

(3) 学位授与の議決

(4) 学位の授与

(5) 博士論文の公表 (要旨3ヶ月以内、全文又は要約1年以内)

審査期間6か月
(受理日から起算)

5 その他

(1) 電子データは、必ずウイルスチェックを行ったうえで提出してください。

【参考：文学研究科規程 第5章 第20条 抜粋】

(2019年度以降進学・編入学者)

本研究科の博士課程を修了しようとする者は、後期課程に3年以上在学し、所属専攻及び専攻共通の授業科目のうちから12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。(以下省略)

(2018年度以前進学・編入学者)

本研究科の博士課程を修了しようとする者は、後期課程に3年以上在学し、所属専攻の授業科目の4単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。(以下省略)

博士論文を提出する方へ(課程博士)

1 博士論文はインターネットによる全文公表が義務付けられています。

今まで、博士学位を授与されてから原則1年以内に全文「印刷公表」が義務付けられていた博士論文ですが、学位規則の改正により、その公表方法が変更となり、平成25年4月1日以降に学位を授与された方は、その全文をインターネットにより公表することが必要になりました。ただし、「やむを得ない理由」があり、それが認められる場合には、その全文を要約したものを公表することも可能です。

2 提出された博士論文データは、東北大学機関リポジトリ (TOUR) に登録されます。

東北大学では、「インターネットによる公表」を附属図書館が導入している「東北大学機関リポジトリ (TOUR)」を利用して行います。皆さんから提出のあった博士論文は、「TOUR」を通じて国立国会図書館へデータ提供されることとなります。「全文の要約」を公表する場合は、そのデータが「TOUR」へ登録されます。

3 インターネット公表にあたり確認してください。

博士論文を提出するにあたっては、ご自身でインターネット公表に係る権利関係、例えば図書出版した際の著作権ポリシー (インターネット公表に対する方針) や特許出願手続き等を確認してください。

4 「やむを得ない理由」とは?

例えば、「出版刊行されている、もしくは出版刊行を予定している場合」、「著作権や個人情報に係る制約がある場合」、「学会等で口頭発表を予定している、あるいは学術誌等に既に掲載されているか掲載を予定している場合」、「インターネットによる公表の許可を得ることが困難な図像や図表等を含んでいる場合」その他が考えられます。

これらに該当すると考えられる時は、指導教員の了承のもと「博士学位論文要約登録依頼書」を提出し、所属部局長に許可された場合に、博士論文の全文の要約を公表することができます。

注1 「やむを得ない理由」により全文の要約を公表した場合、その理由が解消された際には博士論文の「全文」を公表する必要があります。その公表の時期に関しては、指導教員と相談の上、「博士学位論文要約登録依頼書」の「公表の時期」欄の該当する項目に記入してください。

注2 「全文の要約」を TOUR に登録して公表した場合でも、博士論文の「全文」は国立国会図書館へ提出しなければいけません。その際の提出方法は文学研究科の担当窓口へお問い合わせ下さい。